



口座振替納付制度

いよいよ今月から口座振替納付制度が全面的に動き出します。

手続きがまだ済んでいない方は、一刻も早く手続きを済ませましょう。4月以降は、振替え(引き落とし)を希望される月の前月末日までに済ませてください。有線テレビ利用料については、新しい制度ですから、まだの方は5月末日までに手続きを済ませてください。

手続きの用紙は、各地域の口座振替推進員さん(名簿は3月号三隅広報に掲載してあります。)宅に備えてありますし、記入の仕方も教えてもらえるはずですよ。勿論、役場でも金融機関でもできます。無料です。

さて、早速4月は、国民年金保険料、上・下水道料があります。5月は、固定資産税、軽自動車税があります。

通帳に応分の残高があるか確認しましょう。金融機関に立て替え制度はありません。

☆領収は、国民年金保険料については、一年度分を翌年度初めにまとめて、上・下水道料については毎月発行しますが、その他については、通帳に引き落としの名目と金額を記帳することによって代えさせていただきます。特に必要とされる方は取引の金融機関に申し出てください。

《取り扱い金融機関》

山口銀行全本支店、長門大津農協三隅支所、宗頭・豊原出張所、野波瀬漁協、小島漁協、三隅・宗頭・沢江の各郵便局

口座振替推進標語入選発表

口座振替推進標語を募集しましたところ、11人の方から16篇の応募がありました。厳選の結果次のおり入選が決まりました。

おめでとうございます。

優秀(1篇)

- 納税も 振替制度で 一安心

市 名和田 良作

佳作(5篇)

- プライバシー 守れて安心 振替納税

向山 藤井 幸子

- 納税を 口座で活かす 町づくり

豊原 岡 松子

- 振替納税は 確実安全 手間いらず

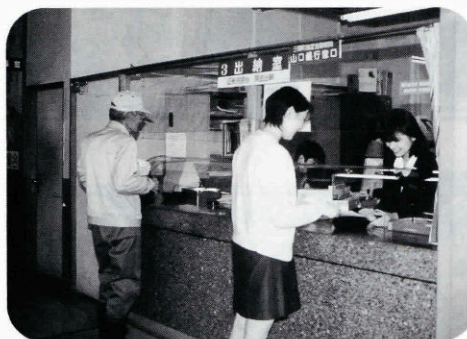
土手 有馬 勲

- 口座振替は あなたと町の 橋渡し

下中小野 永松 太

- 振替納税 残高チェックで まず安心

向山 藤井 保



ご利用ください。福祉のサービス

福祉手当

支給要件に該当する方は、4月30日迄に手続きをして下さい。

★支給要件

4月1日現在本町に住所を有する在宅者で身体障害者手帳(1~2級)又は精神薄弱者療育手帳(A・B)所持者

★手当の額

区 分	20歳未満	20歳以上
身体障害者	1級	20,000円
	2級	8,000円
精神薄弱者	A	20,000円
	B	8,000円

はり・きゅう施術費

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用下さい。

★支給要件

本町に引き続き3ヵ月以上住所を有し住民登録がある者(国民健康保険加入者を除く。)

★助成額

区 分	助 成 額
は り 術	1回につき600円
き ゅ う 術	1回につき600円
はりきゅう術併用	1回につき600円

※ただし1人1日1回とし、1カ月に8回以内

福祉タクシー利用券

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用下さい。

★対象者

本町内に住所を有する在宅者で、身体障害者手帳(1~3級)・精神薄弱者療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の何れかを所持している者及び75歳以上のひとり暮らしの老人

★助成額

基本運賃相当額を助成

★利用券交付枚数

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚 数	24	22	20	18	16	14
申請月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚 数	12	10	8	6	4	2

【ご不明な点は、三隅町役場民生課福祉係にお問い合わせください。】 ☎43-0211